

中京大学と名古屋市教育委員会との 相互連携に関する協定書

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図るためには、学校だけでなく、家庭・地域との密接な連携による施策が求められている。

中京大学（以下「甲」という。）では、「社会連携・社会貢献に関する方針」を掲げ、大学生及び大学院生（以下「学生」という。）の社会人基礎力の育成を目指した取組を進めている。一方で、名古屋市教育委員会（以下「乙」という。）では、「ふれあいフレンド」や「部活動顧問指導者派遣」「部活動外部指導者派遣」をはじめとする事業の実施を通して、大学生が小・中学校の教育活動に参画することにより、大きな成果をあげている。

そこで、甲と乙は、各々が実施する教育活動の目的と特色等に鑑み、将来にわたる緊密な連携を図るべきとの認識を共有し、下記のとおり相互連携に関する協定を締結する。

記

（連携の内容）

第1条 甲と乙が連携する事項は次のとおりとする。

- (1) 乙が推進する学校教育等に係る施策の実施に関する甲所属学生の積極的な参画
- (2) 乙が実施する教育研究等への甲所属学生の参観等の促進
- (3) 甲が掲げる「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づく取組への乙の協力
- (4) その他、効率性や効果等の向上が期待できる教育活動上の協力

（連携の方法）

第2条 前条の連携事項を推進するため、甲乙各々の関係者による協議の場を設ける。

（協定期間）

第3条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲乙何れからも何らの意思表示の無いときは1年間自動更新され、以後同様とする。

（その他）

第4条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

以 上

平成26年4月30日

甲 中京大学

乙 名古屋市教育委員会

学 長

教育長

北川 薫

下 田 一 幸